

令和5年度 嘉手納町営住宅入居者募集

空家待ち募集のしおり

お申込みの期間 令和5年6月1日（木）～6月30日（金）
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・慰霊の日を除く）

抽 選 日 令和5年9月7日（木）午後2時

抽 選 会 場 ロータリープラザ（嘉手納町中央公民館 2階大ホール）

よくお読み下さい

空家待ち募集とは、これから発生する空家に対する入居希望者を募集し抽選で待ち順位を決め、空家発生後に入居の案内をすることです。

今回実施する空家待ち入居者の募集は令和5年10月1日から令和6年9月30日の期間を対象としております。

町営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。お申込みをされる場合は、この「しおり」を最後までよく読んでお申込み下さい。

- ・お申込みとお問い合わせ及び提出先

嘉手納町営住宅指定管理者

株式会社レキオス 嘉手納営業所
〒904-0203
嘉手納町嘉手納312-18
TEL098-943-0202



目次

空き家待ち募集の申込みから入居までの順序	1
優遇申込者とは	2・3
申込資格	4
申込み及び入居時の注意	5・6
町営住宅の募集戸数及び家賃一覧表	7
収入金額の計算方法	8
月収額の計算方法	9
応募方法について	10
各町営住宅の見取り図	11
町営住宅入居申込書の記入例	12・13

添付

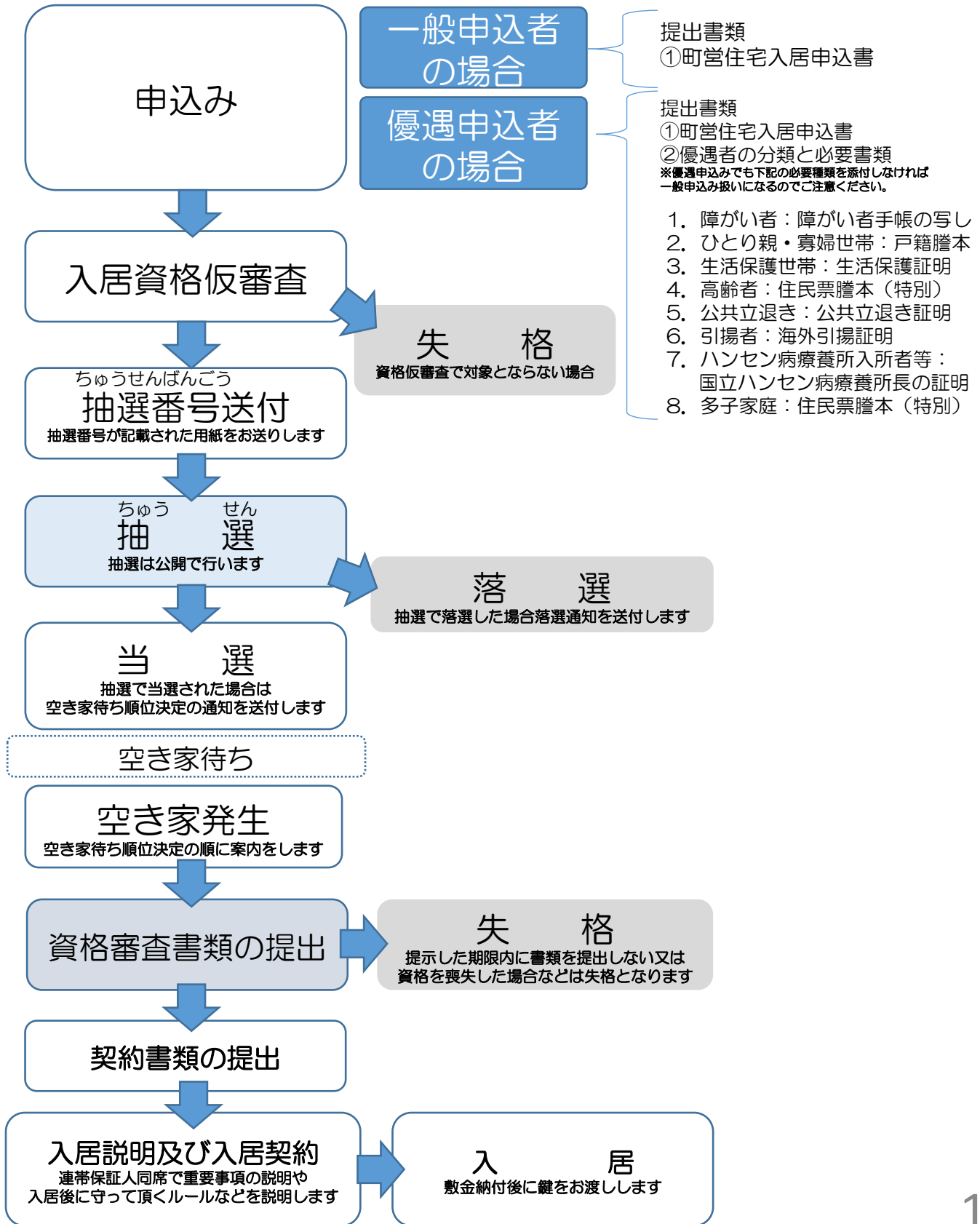
町営住宅入居申込書

ハガキ① 抽選番号のお知らせ ハガキ② 抽選結果のお知らせ

※ 応募者の中から、抽選で空家待ち順位を決め、空家が発生した時に順位に従って入居することになります。

なお、空家待ち順位名簿に登録されましても、空家待ちの有効期限内にそれぞれの順位の空家が発生しない時は、入居できませんので、あらかじめご了承ください。

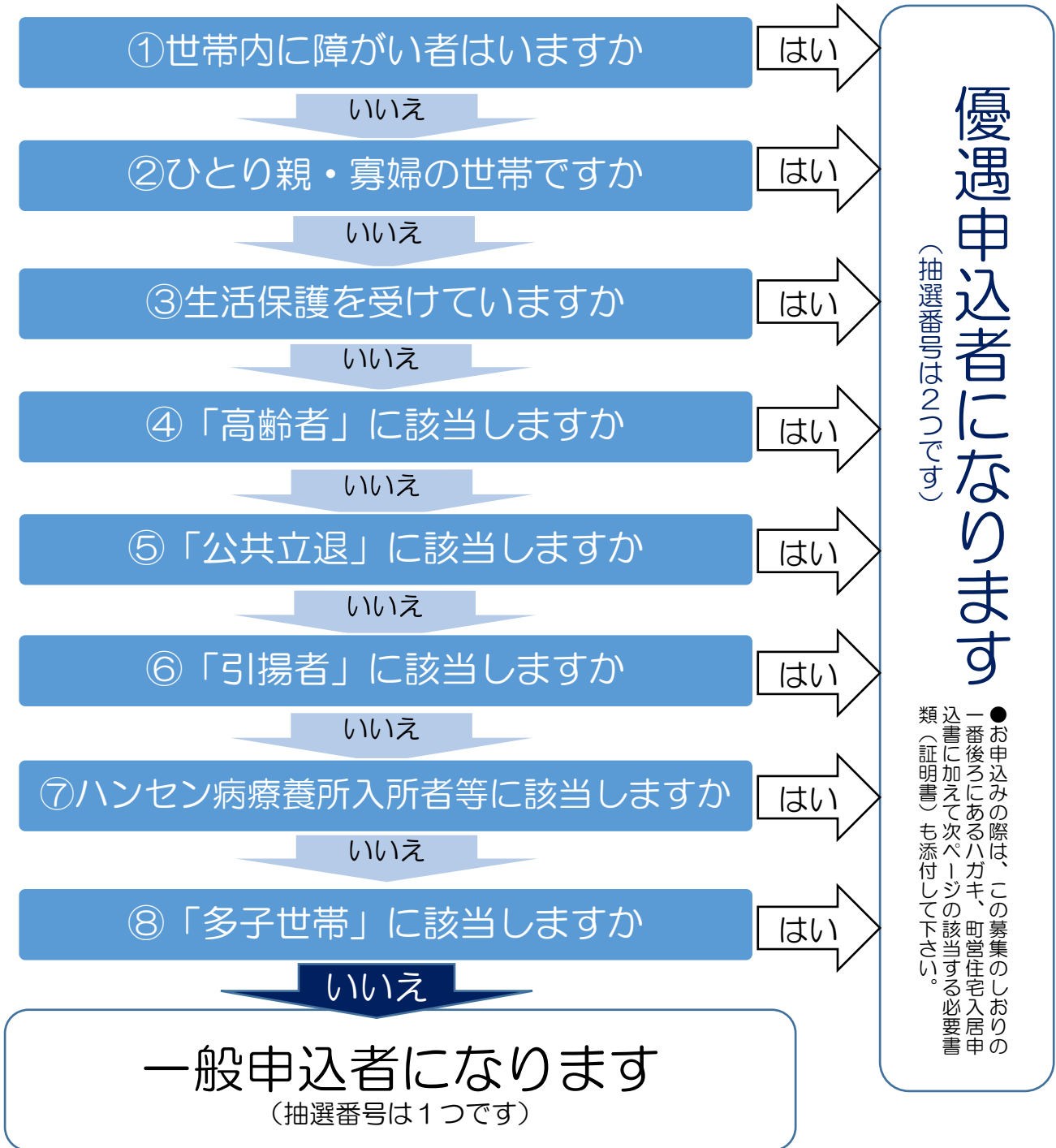
空き家待ち募集の申込みから入居までの順序



優遇申込者とは

「優遇申込者」とは下記①～⑧のいずれかに該当し、抽選時に抽選番号を2つ付与される申込者のことです。

①～⑧の各項目の内容について詳しくは次ページをご確認下さい。



優遇申込者の分類

分 類	必要書類	摘 要
①障がい者とは ア. 身体障がい者（1～4級） イ. 精神障がい者（1～2級） ウ. 重度又は中度の知的障がい者（A1～B1級） エ. 戦傷病者（手帳保持者）	障がい者手帳の写し （氏名、等級の確認がとれるように）	左記ア～エ以外は一般申込者扱いになります
②ひとり親世帯とは ア. 現に婚姻していない方、又は配偶者が生死不明などの方、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められた者がいない方、現に20歳未満の子を扶養している者の世帯 イ. DV（ドメスティックバイオレンス）被害者	ア. 戸籍謄本 （配偶者がいないことを確認します） イ. 保護命令書の写し又は、女性相談センター等の関係機関が発行する証明書	ア. 世帯に20歳以上の子、又は親や兄弟がいると対象になりません イ. 中部福祉保健所配偶者暴力相談課で取得します
③寡婦世帯とは ア. 上記の「ひとり親」に当たらない方で子以外の扶養親族を有する世帯		
④生活保護世帯とは 生活保護を受けている世帯	生活保護証明	中部福祉保健所で取得します
⑤高齢者とは ア. 60歳以上の世帯 イ. 60歳以上の者とその配偶者の世帯 ウ. 60歳以上の者と18歳未満の児童のみの世帯	住民票謄本（特別） （60歳以上、18歳未満であることを確認します）	嘉手納町役場の町民保険課で取得します
⑥公共立退きとは 土地区画整理事業、土地収用事業等の公共工事に伴い、住宅を立退きする者の世帯	公共立退き証明 （公共事業による立退きがあった事を確認します）	
⑦引揚者とは 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない者の世帯	海外引揚証明 （引揚から5年を経過していないか確認します）	沖縄県援護課で取得します
⑧ハンセン病療養所入所者とは 「らい予防法の廃止に関する法律」より「らい予防法」の廃止（平成8年3月31日）までの間に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（平成13年6月22日）において生存しているもの	国立ハンセン病療養所等の長の証明 （入所者等であったか確認します）	
⑨多子世帯とは 現に同居している世帯で18歳未満の子が3人以上いる世帯	住民票謄本（特別） （子供が3人以上で全て18歳未満であるか確認します）	嘉手納町役場の町民保険課で取得します

申込資格

お申し込みができる条件は下記①から⑥までの全てを満たす方となります。

- ① 嘉手納町の住民基本台帳に3ヶ月以上記載されているものであり、引き続き住所を有する者であること
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にある者、その他婚約者を含む）
ただし、高齢者、障がい者、生活保護受給者は単身でのお申し込みが可能（※5ページ「申込み及び入居時の注意」4. ②参照）
- ③ 月収額が条例で定められた次の基準内であること
 - (イ)一般世帯の月収 158,000円以下
 - (ロ)裁量階層世帯の月収 214,000円以下

裁量階層世帯（高齢者・障がい者・未就学）とは

- | | |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ①全員が年齢60歳以上の世帯 | ④申込者又は同居者に戦傷病者のいる世帯 |
| ②申込者が年齢60歳以上の者で同居者が60歳以上又は18歳未満の者の世帯 | ⑤申込者又は同居者に原爆被害者のいる世帯 |
| ③申込者又は同居者に
・障がい者（1～4級）
・精神障がい者（1～2級）
・知的障がい者（A1～B1）がいる世帯 | ⑥申込者又は同居者に海外引揚者のいる世帯 |
| | ⑦ハンセン病療養所入所者等 |
| | ⑧小学校就学前の子供がいる世帯 |

- ④ 現に住宅に困窮している世帯
- ⑤ 原則として資産（家屋）を有していないこと

高齢者世帯向け住宅の入居資格（高齢者対応住宅）

※この住宅は前記の申込資格要件のほかに、次の要件が必要です。

◎申込者が60歳以上の者で下記に該当する同居者からなる世帯

- ① 配偶者
- ② 18歳未満の子
- ③ 重度又は中度の身体障がい者若しくは知的障がい者等の精神的ハンディを有する者
- ④ 年齢が60歳以上の者

申込み及び入居時の注意（その1）

1. 申込者は世帯主を原則とします。
2. 申込みについて
この「空家待ち募集のしおり」の一番後ろに付いている通知用ハガキ①②に切手が貼っていない場合や町営住宅入居申込書の記入漏れがあると受付できません。
また、申込み期限は厳守して下さい（申込期間は表紙に記載）。
3. 入居資格について
次のような場合は失格となりますのでご注意ください。
 - ① 申込み内容が虚偽である場合。
 - ② 空き家待ち順位決定の通知を受け、決められた日までに資格審査書類の提出を行わなかったとき。
 - ③ 申込みをした家族が、同時に入居できないとき、または入居時に増えているとき。（出生は除きます）
 - ④ 申込みは1世帯1口に限ります。夫婦のほか、親族、婚約者同士で、それぞれ別々に申込みをした場合、万一、誤って申込みが受付されても、重複申し込みとみなし、全ての申込みを無効とします。
 - ⑤ 申込みをした後に、住所を変更して、これを指定管理者（株式会社レキオス）に連絡しなかったとき。
 - ⑥ その他申込みに必要な事項に不備がある場合。
 - ⑦ 入居決定通知を受け、決められた日までに入居の手続き及び、入居を行わなかった場合。
 - ⑧ 入居予定者のうち、1人でも持ち家を所有している場合。
4. 抽選会及び選考について
※今回の募集は空家待ち募集ですので、当選しても入居できない場合があります。
 - ① 申込みした方全員に、抽選番号の通知を送付します。
 - ② 単身者（高齢者、障がい者、生活保護受給者）は原則として下記の間取りのみ入居できます。
屋良町営住宅…2DK、水釜高層町営住宅…全て対象、水釜第二町営住宅…全て対象
 - ③ 抽選後、当選・落選に関わらず、抽選結果を申し込みした方全員に通知します。
 - ④ 募集戸数（予想空室数）の数により、当選者を決めます。（各部屋タイプ10世帯程度）
 - ⑤ 当選した方は、申込み資格審査を行います。必要要件のすべてを満たしていなければ、入居案内はできません。
5. 提出された書類は、一切お返しできません。指定管理者（株式会社レキオス）で管理致します。

次ページへつづく

申込み及び入居時の注意（その2）

6. 連帯保証人について

入居契約には県内に在住する1名の連帯保証人が必要です。

※連帯保証人は入居者が滞納した場合、入居者に代わって家賃、駐車場使用料を納入する義務があります。

連帯保証人の条件

- ① 沖縄県内在住の方
- ② 町営住宅への同居予定者でない方
- ③ 公営住宅に入居していない方（県営住宅、町外の市町村営住宅も含まれます）
- ④ 現在、公営住宅入居者の保証人でない方（県営住宅、町外の市町村営住宅も含まれます）
- ⑤ 収入が年金のみでない方、及び生活保護費を受給していない方
- ⑥ 現在の職場で収入が200万円以上ある方。自営業の場合は収入が130万円以上の方（市町村発行の所得証明書（直近年度のもので交付から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 連帯保証人が探せない場合は家賃保証会社でも良い。

連帯保証人は入居者（家賃滞納者）と同じくらい、支払い義務があるとみなされます。たとえば、滞納が発生した場合、入居者が払える場合でも、嘉手納町から直接連帯保証人へ請求することができます。入居した後に滞納すると連帯保証人に大きな迷惑をかけることとなりますので滞納しないようにしましょう。

7. 敷金は、家賃月額3ヶ月分相当額を入居手続きの際に、納入していただきます。
8. 家賃・駐車場使用料の納付期限は、毎月末日です。家賃・駐車場使用料を滞納した場合は、連帯保証人に通知するとともに、必要な処分を行います。
9. 家賃は毎年度、入居者からの収入申告（毎年7月）に基づき、その収入等に応じて翌年度見直しされます。
10. 町営住宅の駐車場を使用する際は、事前に使用許可の手続きが必要になります。（指定管理者株式会社レキオス嘉手納営業所で受付）ただし、許可できるのは、**1戸につき1台のみ**で、月額1,000円の駐車場使用料が発生します。しかし、駐車区画に空きがある場合には、抽選により、2台目を使用することができます。
11. 入居後は、他の入居者や管理人と協力して町営住宅の清掃や保全に努める運営努力をして頂きます。また、入居後には別途共益費が発生します。
（金額は各団地の入居者で運営している管理組合で決定しています）

町営住宅の募集戸数及び家賃一覧表

町営住宅の家賃は、築年数や面積、入居者の収入に応じて決定されます。
(収入の算出方法は次ページに記載してあります)

①屋良町営住宅(屋良1-13-5) 募集戸数 2DK、3DK、3LDK 各 10戸

収 入	家 賃 (目 安) 平成25年竣工				校 区
	50.7㎡	60.9㎡	60.8㎡	70.1㎡	
	2DK	3DK (A)	3DK (B)	3LDK	屋良小・嘉手納中
0円 ~ 104,000円	18,000円	21,600円	21,600円	24,900円	
104,001円 ~ 123,000円	20,700円	24,900円	24,900円	28,700円	
123,001円 ~ 139,000円	23,700円	28,500円	28,500円	32,900円	
139,001円 ~ 158,000円	26,800円	32,200円	32,100円	37,100円	
158,001円 ~ 186,000円	30,600円	36,800円	36,700円	42,400円	
186,001円 ~ 214,000円	35,300円	42,400円	42,400円	48,900円	

②水釜第二町営住宅(水釜6-14-1) 募集戸数・・・・・・・・・10戸

収 入	家 賃 (目 安)		校 区
	A棟 65.9㎡ S57年竣工	B・C・D棟 65.9㎡ S58年竣工	
	3DK	3DK	嘉手納小・嘉手納中
0円 ~ 104,000円	18,200円	18,500円	
104,001円 ~ 123,000円	21,100円	21,400円	
123,001円 ~ 139,000円	24,100円	24,500円	
139,001円 ~ 158,000円	27,200円	27,600円	
158,001円 ~ 186,000円	31,100円	31,500円	
186,001円 ~ 214,000円	35,800円	36,400円	

③水釜高層町営住宅(字水釜379-3) 募集戸数 1LDK(高齢者向け)、3DK 各 10戸

収 入	家 賃 (目 安) 平成11年竣工		校 区
	高齢者向け 61.8㎡	一般向け 67.9㎡	
	1LDK	3DK	嘉手納小・嘉手納中
0円 ~ 104,000円	20,700円	22,700円	
104,001円 ~ 123,000円	23,900円	26,300円	
123,001円 ~ 139,000円	27,300円	30,000円	
139,001円 ~ 158,000円	30,800円	33,900円	
158,001円 ~ 186,000円	35,200円	38,700円	
186,001円 ~ 214,000円	40,700円	44,700円	

収入金額の計算方法

入居の収入基準内かどうかの判断及び家賃の算定のために次の方法で計算します。

$$\text{月収額} = (\text{16歳以上の入居予定者全員の年間所得額合計} - \text{該当する控除金額の合計}) \div 12$$

① 所得の決め方

令和4年1月1日以前から職場の変更がない者の所得額は、令和5年度所得証明書の金額。
令和4年1月2日以降に職場の変更があった者の所得額は、下記のように収入証明書から年間の推定総収入金額を算出して、端数処理後、区分に応じて計算した金額。

$$\text{※ 年間推定総収入金額} = (\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{賞与額}) \div \text{収入証明書記載の勤務月数} \times 12 + \text{賞与額}$$

※ 年間総収入金額の端数処理について

ア	1,618,999円以下 → 端数処理なし
イ	1,619,000円以上1,619,999円以下 → 1,619,000円
ウ	1,620,000円以上1,621,999円以下 → 1,620,000円
エ	1,622,000円以上1,623,999円以下 → 1,622,000円
オ	1,624,000円以上6,599,999円以下 →金額を4,000で割って小数点以下を切り捨て、これに4,000をかける (例) 2,131,987円 ÷ 4,000 = 532.9967 → 532 (小数点以下切り捨て) 532 × 4,000 = 2,128,000円
コ	6,600,000円以上 → 端数処理なし

※ 年間総所得金額の計算方法（給与所得の場合）

年間総収入金額の区分		年間総所得金額の算定
ア	550,999円以下	0円
イ	551,000円以上1,618,999円以下	年間総収入金額 - 550,000円
ウ	1,619,000円以上1,619,999円以下	1,069,000円
エ	1,620,000円以上1,621,999円以下	1,070,000円
オ	1,622,000円以上1,623,000円以下	1,072,000円
カ	1,624,000円以上1,627,999円以下	1,074,000円
キ	1,628,000円以上1,799,999円以下	端数処理後の年間総収入金額 × 0.6 + 100,000円
ク	1,800,000円以上3,599,999円以下	端数処理後の年間総収入金額 × 0.7 - 80,000円
ケ	3,600,000円以上6,599,999円以下	端数処理後の年間総収入金額 × 0.8 - 440,000円
コ	6,600,000円以上	端数処理後の年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円

月収額の計算方法

$$\text{月 収 額} = \frac{\text{年間総所得金額 (A)} - \text{該当する控除の合計額 (B)}}{12 \text{ヶ月}}$$

年間総所得金額 (A)

※年間総所得金額 (A) とは、前年の総収入金額から税法上認められた必要経費（老齢年金及び普通恩給の場合には、公的年金等の控除額）を控除した額です。なお、所得のある者が2人以上いる場合は、それぞれの所得金額を合算します。

※「収入」とは、ここまでは税込み総支給額をいい、「所得」とは、一定の方法で算出した額で所得証明書中の「令和2年の所得」をいいます。

※所得税法による課税対象とならない次のような収入は、月収額計算の対象とはなりません。
→ 生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障がい年金等

該当する控除金額 (B)

控 除 額 の 計 算			
控 除 の 種 類	内 訳	控 除 額	
基 礎 的 控 除	1. 配偶者及び同居親族	申込者以外の配偶者及び同居親族（婚約者を含む）	38万円×（ ）人
	2. 扶養親族	別居している扶養親族（1.に該当しない方）	38万円×（ ）人
	3. 給与所得者	本人または同居者の中で、過去1年間において給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方	10万円×（ ）人 所得金額が10万未満の場合は当該所得金額
	4. 公的年金等所得者		
そ の 他 の 控 除	5. 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人	10万円×（ ）人
	6. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上22歳以下の人で「合計所得金額が38万円以下の者	25万円×（ ）人
	7. ひとり親控除	本人または同居者のうち、次の①・②・③すべての要件を満たす方 ①婚姻していない、又は配偶者と離婚・死別・生死不明でその後婚姻または事実婚状態にない方 ②生計を一にする子（合計所得が48万円以下で、かつ他者の扶養親族になっていない）がいること ③合計所得金額が500万円以下の方	上限35万円 所得金額から「3.給与所得者」「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額
	8. 寡婦控除	本人または同居者のうち、上記ひとり親に該当せず、事実婚状態にない方で、次の①・②いずれかの要件を満たす方 ①夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族があり、合計所得が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻していない方、また夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方	上限27万円 所得金額から「3.給与所得者」「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額
	9. 障がい者	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある方 （身体3級以下、精神2級以下、療育手帳B1以下）	27万円×（ ）人
	10. 特別障がい者	重度の障がい者 （身体1・2級、精神1級、療育手帳A1・A2）	40万円×（ ）人
控 除 額 の 合 計 金 額		円	

応募方法について

1. 「町営住宅入居申込書」は例を参考にして記入して下さい。
2. ハガキ①と②に住所、氏名を記入し、裏面に希望団地名と間取りを記入して下さい。
3. 「63円切手」をハガキ①と②の2枚に貼って下さい。
4. 申込みの前に記入漏れや記入の誤りがないか確認して下さい。
5. 「町営住宅入居申込書」とハガキ①と②の2枚を切り離さずに、
6月1日～6月30日の間に下記へ持参又は郵送して下さい。

※優遇申込者は該当する証明書を添付して下さい。
(添付されていない場合は、一般申込み扱いとします。)

提出先 〒904-0203 嘉手納町嘉手納312-18
株式会社レキオス 嘉手納営業所

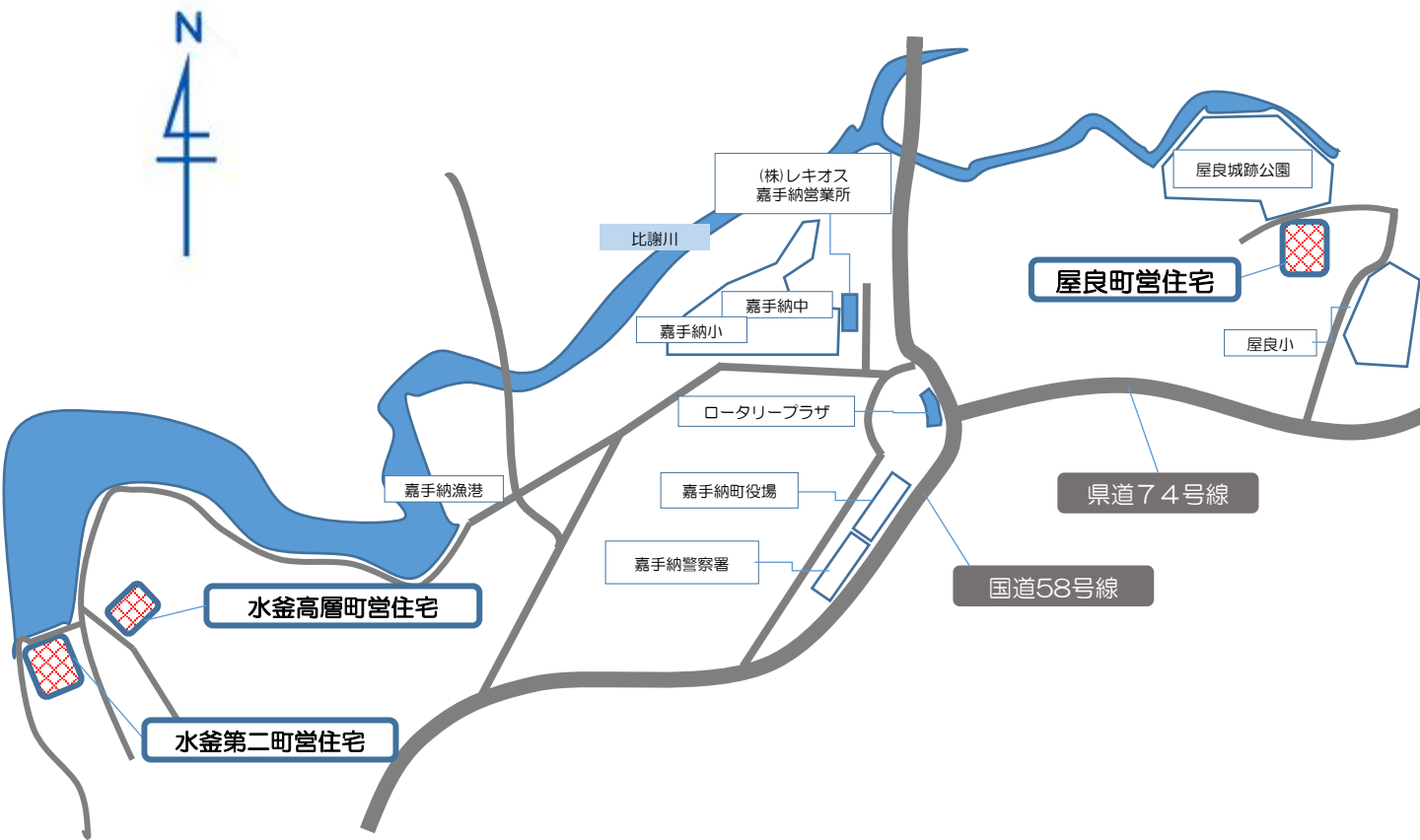


お問合せ
株式会社レキオス 嘉手納営業所

098-943-0202

このしおりをひと通りお読み頂いた
後で、手元に置いてお電話下さい

各町営住宅の見取図



町営住宅入居申込書の記入例

屋良町営住宅			水釜第二住宅	水釜高層住宅		受付番号
2DK	3DK	3LDK	3DK	1LDK	3DK	

町 営 住 宅 入 居 申 込 書

嘉手納町長 殿

年 月 日

現住所 嘉手納町嘉手納588
 申込者 嘉手納太郎
 TEL 098-956-1111

私は、嘉手納町 町営住宅への入居を申し込みます。

入居予定者の状況は、下記のとおりです。(別居扶養者 有・無)

氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職種	年 間 所 得	備 考
嘉手納太郎	本人	S57・8・9	会社員	2,000,000	
嘉手納花子	妻	S58・8・10	主婦	0	
嘉手納一郎	子	H23・10・10	保育園	0	
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
		・			
	事項	50歳以上・心身障害者・戦傷病者・被爆者・海外引揚者・被災者等			
	事項	20歳未満の子を扶養している寡婦・老人・心身障害者・被保護者			
	公 募 外 事 項	災害・不良住宅・借上げ契約終了・建替事業・都市計画・土地収用			

住宅 困 窮 の 現 況	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。	倉庫 事務所 その他
	2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	老朽住宅 仮設住宅 その他
	3 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。	状況
	4 住宅がないため親族と同居することができない。	続柄及び別居先
	5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。	部屋数 面積 その他
	6 正当な立退き要求を受けているが、適当な立退き先がない。	立退き要求の証明書を添付すること。
	7 収入に比して著しく過大な家賃の住宅に居住している。	家賃 55,000 円
	8 その他	

希望団地と
間取りに○印

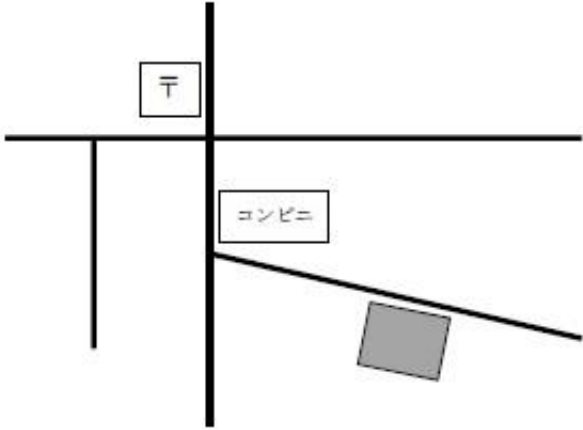
希望団地名を
記入する

署名を
忘れずに

ここに記載のな
い方は同居でき
ません

現状を
○で囲んで下さい

町営住宅入居申込書の記入例

現住所付近の見取図		※実態調査表										
		<p>※は記入なし</p>										
<p>現在居住している住宅の平面図 (間取り及び畳数を表示すること。)</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">玄関</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">リビング</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">和室</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">洋間</td> <td style="text-align: center;">トイレ</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">台所兼 食堂</td> <td style="text-align: center;">浴室</td> </tr> </table>		玄関	リビング	和室		洋間	トイレ		台所兼 食堂	浴室	<p>実態調査の結果上記のとおり 相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>調査員 氏 名</p>	
玄関	リビング	和室										
	洋間	トイレ										
	台所兼 食堂	浴室										
添 付 書 類	確 認	添 付 書 類	確 認									
所得証明書又は収入証明書		住 民 票 謄 本										
納 税 証 明 書 等		資 産 証 明 書										

屋良町営住宅			水釜第二団地	水釜高層団地	受付番号
2DK	3DK	3LDK	3DK	1LDK 3DK	

様式第1号(第3条関係)

町 営 住 宅 入 居 申 込 書		年 月 日			
嘉手納町長	殿				
		現住所 申込者 TEL			
私は、嘉手納町	屋 良 水釜第二 水釜高層	町営住宅への入居を申し込みます。			
入居予定者の状況は、下記のとおりです。(別居扶養者 有・無)					
氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は職種	年間所得	備 考
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
収入基準緩和事項	50歳以上・心身障害者・戦傷病者・被爆者・海外引揚者・被災者等				
優先入居事項	20歳未満の子を扶養している寡婦・老人・心身障害者・被保護者				
公募外事項	災害・不良住宅・借上げ契約終了・建替事業・都市計画・土地収用				
住 宅 困 窮 の 現 況	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。			倉庫 事務所 その他	
	2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。			老朽住宅 仮設住宅 その他	
	3 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。			状況	
	4 住宅がないため親族と同居することができない。			続柄及び別居先	
	5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。			部屋数 面積 その他	
	6 正当な立退き要求を受けているが、適当な立退き先がない。			立退き要求の証明書を添付すること。	
	7 収入に比して著しく過大な家賃の住宅に居住している。			家賃 円	
	8 その他				

現住所付近の見取図		※実態調査表	
<p>現在居住している住宅の平面図 (間取り及び畳数を表示すること。)</p>		<p>実態調査の結果上記のとおり 相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>調査員 氏名</p>	
添付書類	確認	添付書類	確認
所得証明書又は収入証明書		住民票謄本	
納税証明書等		資産証明書	

63円
切手を
お貼り
下さい

□ □ □ - □ □ □ □

住所 _____

氏名 _____ 様

嘉手納町営住宅指定管理者

株式会社レキオス 公営住宅課
TEL 098-943-0202
〒904-0203
嘉手納町嘉手納312-18

63円
切手を
お貼り
下さい

□ □ □ - □ □ □ □

住所 _____

氏名 _____ 様

嘉手納町営住宅指定管理者

株式会社レキオス 公営住宅課
TEL 098-943-0202
〒904-0203
嘉手納町嘉手納312-18

令和5年度

抽選結果のお知らせ

町営住宅 間取り

町営住宅の申込み結果について
公開抽選の結果

1. 当選・入居順位 第 位です。
2. 残念ですが、落選です。

～ 入居待ち順位確定の方へ ～

ご希望の団地に空きがでたら、指定管理者から申込者様へ連絡致します。その後、必要書類をご提出いただき、資格審査後に入居可能です。その時点で入居資格を満たしていない方は入居できませんのでご了承ください。

令和5年度

抽選番号のお知らせ

団地名

間取り

町営住宅

抽選番号

抽選会について

公開抽選を行います。参加は自由です。抽選会に参加しなくても、抽選結果はハガキで全員に通知します。

日 時：令和5年9月7日（木）午後2時
場 所：ロータリープラザ
（嘉手納中央公民館2階大ホール）

※お問い合わせは下記へ

株式会社レキオス 公営住宅課
098-943-0202

書き終わったら確認して下さい

- ・ハガキ①とハガキ②に63円切手を貼りましたか？
- ・希望する団地及び間取りの記載はありますか？
- ・住所など記入誤りはありませんか？